

## 東日本区 改訂定款（案） 対照表

東日本区定款改訂委員会（2017. 3. 26）

東日本区 現定款	改訂定款（案）	コメ ン ト
<p>第1条 名称</p> <p>第1項 この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区（以下「東日本区」という。）と称する。</p> <p>第2項 その地理的範囲は東日本（新潟県、長野県、静岡県以東北海道までの全域）及び沖縄県とする。</p> <p>第3項 東日本区は、前項の地域内に所在し、ワイズメンズクラブ国際協会（以下「国際協会」という。）に加盟しているワイズメンズクラブ（以下「クラブ」という。）をもって構成する。</p> <p>第4項 東日本区の主たる事務所は東京都に置く。</p>	<p>第1条 名称・構成</p> <p>第1項 この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区（以下「区」という。）と称し、英文では、<u>The International Association of Y's Men's Clubs Japan East Region</u> と記す。</p> <p>第2項 区の地理的範囲は、東日本（新潟県、長野県、静岡県以東北海道までの全域）および沖縄県とする。</p> <p>第3項 区は、ワイズメンズクラブ国際協会（以下「国際協会」という。）に加盟し、前項の地域内に所在するワイズメンズクラブ（以下「クラブ」という。）をもって構成される。</p> <p>第4項 <u>クラブは、区が設けたいずれかの部に属する。</u></p> <p>第5項 区の主たる事務所は、<u>日本国内におく。</u></p>	<p>*細別符号は「条・項・(1)・a・(a)」とする。</p> <p>・「東日本区」を「区」に改める。全文同様。</p> <p>・国際憲法に則った英文表記を加える。</p> <p>・「その」を「区の」に改める。</p> <p>・「及び」を「および」に改める。全文同様。</p> <p>・表記順序を改める。</p> <p>・現定款第4項を第5項とし、第4項を加える。</p> <p>・大規模災害の発生等を考慮し「東京都」を「日本国内」に改める。</p> <p>・標題の表記を国際憲法に合わせ、項も改める。</p>
<p>第2条 目的・モットー</p> <p>第1項 東日本区の目的は、区内各クラブが国際憲法の精神に基づき、互いに親しみ交わり、力を合わせ国際協会の綱領と目的を達成し、さらにこの運動を広く東日本区内に拡張するために協力することにある。</p>	<p>第2条 モットー・綱領・目的</p> <p>第1項 区のモットーは、「強い義務感を持つ義務はすべての権利に伴う」である。</p> <p>第2項 区の綱領は、<u>国際憲法に示されたイエス・キリストの愛と奉仕の実践を目指し、YMCA と共に、よりよい世界の実現のために努力することである。</u></p>	

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>第2項 <u>前項の目的を達成するために、東日本区は、国際協会の綱領に示されたイエス・キリストの愛と奉仕の実践を目指し、そのための活動の指針を提示し、各クラブの協調を図り、研鑽の機会を提供するとともに、YMCAと協働し、西日本区を始め国際協会の各組織と協力することによって、よりよい世界の実現のために努力する。</u></p> <p>第3項 <u>国際協会のモットーは、「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」である。</u></p> <p>第4項 <u>国際協会を構成するクラブの目的は次のとおりである。</u></p> <p>A <u>個人的にもまたクラブとしても、その奉仕活動を通じて YMCA の活動を支援する。</u></p> <p>B <u>ワイズメンにふさわしい他の団体を支援する。</u></p> <p>C <u>地域社会や国際的な問題に関心を持ち、一党一派に偏らない正義を追求する。</u></p> <p>D <u>宗教・社会・経済・国際などの諸問題について会員を啓発し、積極的に参加させる。</u></p> <p>E <u>健全な交友関係を作り出す。</u></p> <p>F <u>この協会の国際・地域・区の事業を支援する。</u></p>	<p>第3項 <u>区およびクラブの目的は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>区の目的は、区内各クラブが国際憲法に基づき、敬愛の念をもって交わり、国際協会の綱領と目的を達成し、さらにこの運動を広く区内に拡張するために相互に協力することである。</u></p> <p>(2) <u>クラブの目的は、次のとおりである。</u></p> <p>a. <u>YMCA のための奉仕クラブとして活動する。</u></p> <p>b. <u>目的を共有する他の団体を支援する。</u></p> <p>c. <u>市民的、国際的諸問題について、常に一党一派に偏らない正義を追求する。</u></p> <p>d. <u>宗教、市民、社会、経済、国際などの諸問題について会員を啓発し、積極的に参加させる。</u></p> <p>e. <u>良い交友関係を深める。</u></p> <p>f. <u>国際協会の国際、地域、区、部の事業を支援する。</u></p>	<p>・国際憲法第2条第3項に準拠して、和訳する。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>第3条 クラブ・会員</p> <p>第1項 クラブは、<u>国際憲法及びこの定款に基づいて定める会則により活動し、かつ、部、副区（第4条第3項の規定により設置された場合に限る。）、東日本区、アジア地域及び国際協会に対する諸義務を忠実に果たすものとする。</u></p> <p>第2項 クラブの会員は、性別・人種・信仰・出身国等を理由として会員の地位を拒まれることはない。</p> <p>第3項 クラブの会員の種類は次のとおりである。</p> <p>A 正会員 成人でクラブの入会式を済ませた者。 クラブの会員は、YMCAの会員になるものとする。</p> <p>B 広義会員 正会員としてこのクラブに留まることを希望するが、<u>正当な理由により、常に例会その他の会合に出席することが不可能な場合は、理事の承認を経て広義会員となることができる。</u></p> <p>C 功労会員 永年にわたり、<u>正会員としてその功績著しい者は、クラブ会則の定めるところにより、理事に届け出て功労会員となることができる。</u></p>	<p>第3条 クラブ・会員</p> <p>第1項 クラブは、<u>国際憲法および東日本区定款（以下「定款」という。）に基づいて定める会則によって活動し、かつ、部、区、アジア太平洋地域および国際協会に対する諸義務を忠実に果たすものとする。</u></p> <p>第2項 クラブの会員は、性別・人種・信仰・出身国等を理由として会員の地位を拒まれることはない。</p> <p>第3項 クラブの会員の種類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 正会員 成人でクラブの入会式を済ませた者。クラブの会員は、YMCAの会員になるものとする。</p> <p>(2) 担当主事会員</p> <p>a. <u>関係 YMCA の総主事から推薦を受け、クラブ会長（以下「会長」という。）が承認したクラブ担当主事</u></p> <p>b. <u>日本 YMCA 同盟総主事から推薦を受け、区理事（以下「理事」という。）が承認した区担当主事</u></p> <p>第4項 <u>正会員のうち、常に例会その他の会合に出席することが不可能な者は、会長から理事に届け出て、その承認を経て広義会員となることができる。</u></p> <p>第5項 <u>正会員のうち、永年にわたり、その功績著しい者は、クラブ会則の定めるところによって、会長から理事に届け出て、</u></p>	<p>・「副区」の規程を削る。第4条も同様。</p> <p>・「アジア地域」が、2016年8月の地域改編により、「アジア太平洋地域」に改称された。 全文同様。</p> <p>・「担当主事会員」を加え、担当主事の立ち位置を明確にする。</p> <p>・部担当主事は、部則の定めによる。</p> <p>・広義会員、功労会員も正会員であることを明確にするために、別項とする。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>第4項 クラブの会員構成は、同一業種に偏らず、できる限り多くの職業分野にわたるよう努めるものとする。</p> <p>第5項 新たにクラブを結成し国際協会に加盟しようとするときは、第1項に定める会則を準備するとともに、15名以上の会員候補者を選定し、別に定める手続に従い、理事の推薦を経て国際協会の認証を受ける。</p>	<p><u>その承認を経て功労会員となることができる。</u></p> <p>第6項 クラブの会員構成は、同一業種に偏らず、できる限り多くの職業分野にわたるよう努めるものとする。</p> <p>第7項 新たにクラブを結成し国際協会に加盟しようとするときは、第1項に定める会則を準備するとともに、15名以上の会員候補者を選定し、別に定める手続に従い、理事の推薦を経て国際協会の認証を受ける。</p> <p>第8項 <u>クラブは、部長を経て理事に解散届を提出し、区役員会（以下「役員会」という。）の承認を得ることによって、解散することができる。</u></p> <p>第9項 <u>クラブが次のいずれかに該当する場合、区役員会の決議によって解散させることができる。</u></p> <p>(1) <u>国際憲法、定款に定められている義務を履行しない場合、または、定めに反した行動を行なっている場合</u></p> <p>(2) <u>ワイズメンズクラブ国際協会、区の名譽を著しく傷つける行為があった場合</u></p> <p>(3) <u>その他、解散に値すべき事由があると区役員会が判断した場合</u></p> <p>第10項 <u>2以上のクラブが合併する場合は、当該クラブ会長から部長を経て理事に届け出て、役員会の承認を受ける。</u></p>	<p>・クラブの解散規定を加える。 国際憲法ガイドライン 307 に準拠する。</p> <p>・国際協会制定の「モデル定款」に「区役員会は、何らかの理由があれば、クラブを廃止すべきであることを決定する。」の記述あり。</p> <p>・「会員」はクラブに入会するものであり、入退会、除名の条件はクラブ会則の定めに応じて決定される事項である。よって、会員の除名については区定款では明記しない事とする。</p> <p>・クラブの合併規定を加える。 各クラブの意思を尊重し、国際の手続に則って理事に届出する。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>第6項 ① <u>クラブの活動に協力し又は独自に活動する女性による組織(ワイズメンの配偶者とするが、その参加は自由であり、またその趣旨に賛同する他の女性も参加できる。)</u>として、ワイズメネット会(以下「メネット会」という。)を設けることができる。</p> <p>② メネット会は YMCA に奉仕するとともに、<u>東日本区及び国際</u>におけるプロジェクトに参画し、<u>又はその目的遂行のための諸活動を行うことによりクラブの発展に寄与するものとする。</u></p> <p>③ <u>メネット会の構成及び運営に関する事項はメネット委員会に委ねる。</u></p> <p>第7項 ① <u>クラブ・部若しくは東日本区は、その活動に共感する 16 歳以上の青年男女で組織するユースクラブを設けることができる。</u></p> <p>② <u>ユースクラブの会員は独自に又はワイズメンと協働し必要な活動を行うとともに、ワイズメンズクラブの例会、部会及び大会等に列席又は参加して意見を述べ、更なる友好を深めるものとする。</u></p>	<p>第11項 <u>クラブ、部もしくは区は、その活動に協力し、または独自に活動する女性の組織として、ワイズメネット会(以下「メネット会」という。)を設けることができる。</u></p> <p>(2) <u>メネット会の構成員は、ワイズメンのパートナーおよびその趣旨に賛同する女性とする。</u></p> <p>(3) メネット会は YMCA に奉仕するとともに、<u>区および国際</u>におけるプロジェクトに参画し、その目的遂行のための諸活動を行うことにより<u>クラブ、部または区</u>の発展に寄与するものとする。</p> <p>第12項 <u>クラブ、部または区は、その活動に共感する 15 歳から 30 歳までの青年で組織するユースクラブを設けることができる。</u></p> <p>(2) <u>ユースクラブは、独自にまたはワイズメンと協働し必要な活動を行うとともに、ワイズメンズクラブの例会、部大会、区大会などに参加して意見を述べ、交流を深めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行①の内容を(1)と(2)に分割する。</li> <li>・ 「配偶者」を「パートナー」に改める。</li> <li>・ 「部または区」を加える。</li> <li>・ 現況ワイズメネット委員会は「区委員会」の位置付けなので、そちらの規則に委ね、③は削る。</li> <li>・ 国際のユース規程(2004年国際議会)の15歳～30歳に準拠して改める。</li> <li>・ 「部会→部大会、大会→区大会」に改める。 全文同様。</li> </ul>

東日本区 現定款	改訂定款（案）	コメ ン ト
<p>第4条 部、副区</p> <p>第1項 <u>2以上のクラブが、地域社会における活動の効率化を図るため、東日本区に部を設けることができる。</u></p> <p>第2項 <u>新たに部を発足させるときは、東日本区役員会（以下「役員会」という。）の審議を経て、東日本区代議員会（以下「代議員会」という。）の承認を受ける。</u></p> <p>第3項 <u>2以上の部が、地域社会における活動を更に効率的に行うために副区を設けることができる。</u></p> <p>第4項 <u>新たに副区を発足させるときは、第2項と同じ手続きに従う。</u></p> <p>第5条 財務</p> <p>第1項 <u>東日本区の会計は、各クラブが人数割で負担する東日本区費及びその他の収入をもって賄う。</u></p> <p>第2項 <u>東日本区は、資産の一部として東日本区ワイズ基金を保有し、その運営に関する事項は別に定める。</u></p> <p>第3項 <u>第1項の各クラブの人数割は、東日本区半年報（以下「半年報」という。）による各クラブの会員数をいう。半年報に関する事項は別に定める。</u></p> <p>第4項 <u>東日本区の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。</u></p>	<p>第4条 部</p> <p>第1項 <u>2以上のクラブが、活動をさらに効果的、効率的に行うために、部を設けることができる。</u></p> <p>第2項 <u>新たに部を発足させるときは、役員会の審議を経て、区代議員会（以下「代議員会」という。）の承認を受ける。</u></p> <p>第3項 <u>部に、部長を置く。</u></p> <p>第5条 財政</p> <p>第1項 <u>区の財政は、各クラブが区半年報（以下「半年報」という。）の会員数に応じて負担する区費およびその他の収入を充てる。半年報に関する事項は、別に定める。</u></p> <p>第2項 <u>区は、資産の一部として東日本区ワイズ基金を保有する。その運営に関する事項は、別に定める。</u></p> <p>第3項 <u>区の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。</u></p>	<p>・「副区」の規程を削る。</p> <p>・第3項を加える。</p> <p>・「財務」を「財政」に改める。</p> <p>・現定款第1項と第3項を第1項にまとめる。</p> <p>・「会計」を「財政」に改める。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>第6条 代議員会</p> <p>第1項 代議員会は東日本区における最高の<u>意思決定機関</u>である。</p> <p>第2項 代議員会は、クラブを代表する代議員及び部を代表する代議員により構成する。</p> <p>第3項 クラブを代表する代議員は、クラブ会長とする。</p> <p>第4項 部を代表する代議員は、部長及び人数割代議員で構成し、その任期は7月1日から1年とし、再任は妨げない。</p> <p>第5項 人数割り代議員の人数は、就任する年の1月半年報による部の会員数で、100名まで1名、以降100名を増すごとに1名を加算する。人数割り代議員のうち1名は直前部長とする。</p> <p>第6項 代議員会は、年次代議員会及び臨時代議員会とする。</p> <p>第7項 年次代議員会は、毎年1回、原則として<u>5月又は6月</u>に開催する。 理事は、年次代議員会の開催に関し、開催日の12週間前までに文書により<u>より</u>公告し、<u>その4週間前までに代議員あて議案書を添えて</u>招集状を発送する。</p> <p>第8項 クラブ又は部が議案を提出するときは、開催日の8週間前までに理事あて送付する。</p> <p>第9項 年次代議員会において処理すべき事項</p>	<p>第6条 代議員会</p> <p>第1項 代議員会は、区における最高の<u>立法機関</u>である。</p> <p>第2項 代議員会は、クラブを代表する代議員<u>および</u>部を代表する代議員によって構成する。</p> <p>第3項 クラブを代表する代議員は、クラブ会長とする。</p> <p>第4項 部を代表する代議員は、部長<u>および</u>人数割代議員とし、その任期は7月1日から1年とし、再任は妨げない。</p> <p>第5項 人数割代議員の人数は、就任する年の1月半年報による部の会員数で、100名まで1名、以降100名を増すごとに1名を加算する。人数割代議員のうち1名は直前部長とする。</p> <p>第6項 代議員会は、年次代議員会<u>および</u>臨時代議員会とする。</p> <p>第7項 年次代議員会は、毎年1回、原則として6月に開催する。理事は、年次代議員会の開催に関し、開催日の12週間前までに文書<u>によって</u>公告し、<u>開催日の4週間前までに代議員宛に議案書を添えて</u>招集状を発送する。</p> <p>第8項 クラブまたは部が議案を提出するときは、開催日の8週間前までに理事あて送付する。</p> <p>第9項 年次代議員会において処理すべき事項</p>	<p>・「意思決定機関」を「立法機関」に改める。</p> <p>・「5月又は」を削り、<u>原則として6月開催</u>とする。</p> <p>・「週前→週間前」に改める。全文同様。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>は次のとおりである。</p> <p>A <u>理事及びその他の役員による一般年次報告並びに監査報告の承認</u></p> <p>B <u>会計の中間報告及びその監査報告の承認</u></p> <p>C 提出議案の審議及び採決</p> <p>D <u>東日本区費及び次年度予算の審議及び採決</u></p> <p>E 次年度役員・監事及び次々期理事の選出</p> <p>F <u>東日本区大会のホストクラブ及び開催地の決定</u></p> <p>G その他の事項</p> <p>第 10 項 臨時代議員会は、役員会の<u>発議又は代議員の過半数の請求により開催する。</u></p> <p>第 11 項 代議員会の議長は<u>理事が務める。但し、第 9 項のうち、理事の提出議案に関する事項は、原則として直前理事が議長を務める。</u></p> <p>第 12 項 代議員会は、定数の 3 分の 2 以上の出席により成立する。代議員は、委任状により他の代議員に委任することができる。</p>	<p>は、<u>次</u>のとおりのである。</p> <p>(1) 一般年次報告および<u>監査報告の承認</u></p> <p>(2) <u>中間決算報告および監査報告の承認</u></p> <p>(3) <u>前年度会計の決算報告および監査報告の承認</u></p> <p>(4) <u>次年度事業計画および次年度予算の承認</u></p> <p>(5) 次年度役員・監事、次々期理事および<u>次年度の次々期理事の選出</u></p> <p>(6) 区大会のホストクラブ<u>および開催地の決定</u></p> <p>(7) <u>定款の改正</u></p> <p>(8) <u>区費の改定</u></p> <p>(9) 提出議案の審議および採決</p> <p>(10) その他の事項</p> <p>第 10 項 臨時代議員会は、役員会の<u>決議または代議員の過半数の請求によって開催する。</u></p> <p>第 11 項 代議員会の議長は、<u>直前部長の互選により選出された者が務める。</u></p> <p>第 12 項 代議員会は、定数の 3 分の 2 以上の出席により成立する。代議員は、委任状により他の代議員に委任することができる。</p>	<p>コメント</p> <p>・「前年度会計の決算報告および監査報告の承認」を加える。→早期に承認手続きを行う為に、臨時代議員会で承認を得ることも考えられる。(2015 - 2016 年度はこの方法で行われた。)</p> <p>・第 10 条第 4 項の関連で「次年度の次々期理事」を加える。</p> <p>・「定款の改正」と「区費の改定」を加える。</p> <p>・理事の提出議案が多いので、立法と行政の独立化の観点から、代議員会の議長は代議員であり常任役員ではない「直前部長」に改める。</p>



東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>第 13 項 代議員会における議案の採否は、出席代議員の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り採決に加わることができる。</p> <p>第 14 項 郵便による議案処理を必要とするときは、代議員会 (年次・臨時を含む。) の承認を経て実施することができる。</p> <p>第 7 条 <u>役員会、常任役員会</u></p> <p>第 1 項 <u>東日本区の重要問題について審議し又は承認するため、理事の諮問に応じて役員会又は常任役員会を開催する。</u></p> <p>第 2 項 ① <u>役員会は、理事、次期理事、直前理事、書記、会計、部長及び事業主任をもって構成する。</u></p> <p>② <u>役員は、毎年 7 月 1 日に就任し、任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。</u></p> <p>第 3 項 <u>役員会は、原則として年 2 回以上開催するものとし、理事が議長を務める。理事は、必要と認めるときは、役員以外の会員を列席させることができる。但し、列席者は、採決に加わることができない。</u></p> <p>第 4 項 <u>役員会における採決は、出席役員の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り採決に加わることができる。</u></p>	<p>第 13 項 代議員会における議案の採否は、出席代議員の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り採決に加わることができる。</p> <p>第 14 項 郵便または電子媒体による議案処理を必要とするときは、代議員会 (年次・臨時を含む。) の承認を経て実施することができる。</p> <p>第 7 条 <u>区役員</u></p> <p>第 1 項 <u>区役員は、理事、次期理事、直前理事、書記、会計、部長および事業主任とする。</u></p> <p>第 2 項 <u>区役員は、毎年 7 月 1 日に就任し、任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>第 8 条 <u>区役員会</u></p> <p>第 1 項 <u>役員会は、区の重要問題について審議し、執行する。</u></p> <p>第 2 項 <u>役員会は、原則として年 3 回以上開催するものとし、理事が議長を務める。理事は必要と認めるときは、役員以外の会員を列席させることができる。ただし、列席者は採決に加わることができない。</u></p> <p>第 3 項 <u>役員会は、理事の招集によって開催する。また、役員の過半数の請求によって開催することができる。</u></p> <p>第 4 項 <u>役員会は、役員の 3 分の 2 以上の出席</u></p>	<p>・「または電子媒体」を加える。</p> <p>・第 7 条：区役員、第 8 条：区役員会、第 9 条：常任役員会と、条文を分けて明確にする。</p> <p>・年 2 回以上を年 3 回以上に改める。 (最低年度初、中間、年度末の開催は必須)</p> <p>・役員会の成立する人数を明記する。</p>

東日本区 現定款	改訂定款（案）	コ メ ン ト
<p>第5項 常任役員会は、理事、次期理事、直前理事、書記及び会計をもって構成し、当面する重要事項について審議する。</p> <p>第6項 常任役員会は、理事が議長を務める。審議は、会議によるほか、<u>文書又は電話により行い、全員の合意により決定することができる。</u></p> <p>第8条 次期理事等の指名 第1項 次年度の理事・次期理事及び監事並びに次々期理事候補者の指名は、<u>役員及び監事並びに次々期理事候補者指名委員会</u>（以下「指名委員会」という。）が行</p>	<p><u>により成立する。役員は、委任状により他の役員に委任することができる。</u></p> <p>第5項 役員会における採決は、出席役員の過半数をもって<u>決し</u>、議長は賛否同数の場合に限り採決に加わることができる。</p> <p>第6項 役員会は、議事録を作成・保管し、<u>会員から開示を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。</u></p> <p>第9条 常任役員会 第1項 <u>常任役員は、理事、次期理事、直前理事、書記および会計とする。</u></p> <p>第2項 <u>理事は、緊急または役員会開催の間に発生した区の諸問題について審議し、執行するため、常任役員会を開催する。</u></p> <p>第3項 常任役員会は、理事が議長を務める。審議は、会議によるほか、<u>郵便または電子媒体によって行い、全員の合意によって決定する。</u></p> <p>第4項 <u>常任役員会は、議事録を作成し、保管する。</u></p> <p>第10条 次期理事等の指名 第1項 次年度の理事、<u>次期理事、次々期理事および監事の各候補者の指名は、区役員候補者指名委員会</u>（以下「指名委員会」という。）が行う。</p>	<p>・議事録の作成・保管を明記する。</p> <p>・議事録の作成・保管を明記する。</p> <p>・指名委員会の正式名称を改める。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>う。</p> <p>第2項 指名委員会は、直前理事及び部長をもって構成し、直前理事が委員長を務める。</p> <p>第3項 指名委員会が行う候補者の指名数は次のとおりである。</p> <p>A 次期理事……………1名</p> <p>B 次年度の次期理事 ……1名</p> <p>C 次年度の次々期理事 ……1名以上</p> <p>D <u>監事……………2名(1年ごとに1名を、原則として理事経験者から指名する。)</u></p> <p>第4項 次年度の次々期理事候補者の指名に際しては、<u>まず、指名委員会は、年次代議員会の24週前に各クラブ会長に候補者1名の推薦を依頼し、これを受けたクラブ会長は代議員会の12週前までに候補者を推薦する書類を指名委員会に提出する。次々期理事候補者は、原則として区役員の経験を有する者とする。</u></p> <p>第5項 <u>指名委員会は、候補者が2名以上の場合は、選挙の可否を協議し、推薦のないときは、委員会は、その指名を行う。</u></p>	<p>第2項 指名委員会は、直前理事および部長をもって構成し、直前理事が委員長を務める。</p> <p>第3項 指名委員会が行う候補者の指名数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次期理事1名</p> <p>(2) 次年度の次期理事1名</p> <p>(3) 次年度の次々期理事1名以上</p> <p>(4) <u>次年度の監事は、原則として任期を2年とし、1年ごとに1名を指名する。</u></p> <p>第4項 次年度の次々期理事候補者の指名に関する手順等は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指名委員会は、年次代議員会の前年12月末までに、各会長に自クラブまたは他クラブの会員の中から候補者1名の推薦を依頼する。</u></p> <p>(2) <u>会長は、代議員会の12週間前までに候補者を推薦する書類を指名委員会に提出する。</u></p> <p>(3) <u>次々期理事候補者は、原則として区役員の経験を有する者とする。</u></p> <p>(4) <u>指名委員会で選考された候補者が2名以上の場合は、代議員会にて選挙を行い決定する。</u></p> <p>(5) <u>各クラブから推薦のない場合は、指名委員会が適任者と思われる候補者を選考</u></p>	<p>・2005 - 2006 年度第 2 回役員会において「若干名の理事経験者を入れる事」とされているが、今回は入れない事とする。</p> <p>・「原則として理事経験者から」を削る。</p> <p>・手続きのステップ毎に号建てに改め、明確にする。</p> <p>・「24 週前→前年 12 月末まで」に改める。</p> <p>・推薦候補の対象者を明記する。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>第9条 理事の任務</p> <p>第1項 理事は、<u>東日本区における国際協会</u>の代表者であり、<u>東日本区の運営責任者</u>として<u>一般行政及び財務を掌理</u>・執行する。</p> <p>第2項 理事は、<u>アジア地域議会</u>の議員となる。</p> <p>第3項 理事は、<u>東日本区</u>を代表して<u>定められた文書</u>に署名するほか、<u>対外的任務</u>を遂行する。</p> <p>第4項 理事は、<u>代議員会、役員会及び常任役員会</u>を招集し、議長を務める。<u>また東日本区大会を主宰する。</u></p> <p>第5項 理事は、<u>東日本区</u>の各クラブに、<u>代議員会の議案・議事録、国際・地域及び東日本区</u>の重要事項並びに情報を迅速・確実に伝達する。</p> <p>第6項 理事は、<u>代議員会</u>において、一般年次報告を行うとともに所要事項の承認を受ける。</p> <p>第7項 理事は、必要と認めるときは<u>委員会</u>を設けることができる。</p> <p>第8項 理事は、<u>書記・会計・事業主任・委員長・委員並びに部長</u>を任命する。</p> <p>第9項 理事は、<u>その任務を一層円滑に遂行するため理事事務局</u>を置き、<u>事務局長及び</u></p>	<p><u>し、その指名を行う。</u></p> <p><u>(6) 選挙に関する規定は別に定める。</u></p> <p>第11条 理事の任務</p> <p>第1項 理事は、<u>区</u>の代表者であり、<u>区</u>の運営責任者として<u>行政および財政を統括</u>・執行する。</p> <p>第2項 理事は、<u>アジア太平洋地域議会</u>の議員となる。</p> <p>第3項 理事は、<u>区</u>を代表して<u>必要な文書</u>に署名するほか、<u>対外的任務</u>を遂行する。</p> <p>第4項 理事は、<u>代議員会、役員会および常任役員会</u>を招集し、<u>役員会および常任役員会</u>の議長を務める。</p> <p>第5項 理事は、各クラブに<u>代議員会の議案・議事録、国際・地域および区</u>の重要事項ならびに情報を迅速・確実に伝達する。</p> <p>第6項 理事は、<u>代議員会</u>において、一般年次報告を行うとともに所要事項の承認を受ける。</p> <p>第7項 理事は、<u>区大会を主宰する。</u></p> <p>第8項 理事は、必要と認めるときは、<u>委員会</u>を<u>新設・改廃</u>することができる。<u>ただし、常置委員会および事業委員会については、役員会の承認を必要とする。</u></p> <p>第9項 理事は、<u>書記、会計、事業主任、委員長、委員および部長</u>を任命する。</p>	<p>・(6)を加える。</p> <p>・「一般行政→行政、財務→財政」に改める。</p> <p>・「区大会を主宰する」は分けて第7項へ。</p> <p>・「所要事項」は、第6条第9項を指す。</p> <p>・区大会はホストクラブが財務の責任を負う主催者であり、理事は主宰する。</p> <p>・常置委員会、事業委員会の新設・改廃については、役員会の承認を得る事とする。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p><u>若干名の事務局員を選任し、所要の予算措置を講じることができる。</u> <u>理事事務局の業務内容は別に定める。</u></p> <p>第10条 次期理事の任務</p> <p>第1項 次期理事は、理事を補佐し、<u>常任役員として東日本区</u>の状況を絶えず把握するとともに、<u>必要</u>なときはいつでも理事の任務を代行する。</p> <p>第2項 次期理事は、<u>理事及び</u>その他の役員の協力・助言を得て、年次代議員会に提出すべき次年度事業計画<u>及び</u>予算案を作成する。</p> <p>第11条 直前理事の任務</p> <p>第1項 直前理事は、<u>常任役員として東日本区</u>の状況を絶えず把握するとともに、指名委員会委員長としての任務を遂行する。</p> <p>第2項 直前理事は、前項のほか、理事の特命事項を遂行する。</p> <p>第12条 書記の任務</p> <p>第1項 書記は、<u>理事の指示により、区</u>の通信・<u>伝達に関する事務</u>を取り扱う。</p>	<p><u>第10項 理事は、区事務所を統括、運営する。区事務所の運営規定等は、別に定める。</u></p> <p><u>第11項 理事は、任務を円滑に遂行するために、必要に応じて副書記、副会計を置くことができる。</u></p> <p>第12条 次期理事の任務</p> <p>第1項 次期理事は、理事を補佐し、区の状況を絶えず把握するとともに、<u>理事が欠員または職務遂行不可能となり任務遂行を果たせなくなった場合は、</u>理事の任務を代行する。</p> <p>第2項 次期理事は、<u>理事および</u>その他の役員の協力・助言を得て、年次代議員会に提出すべき次年度事業計画<u>および</u>予算案を作成する。</p> <p>第13条 直前理事の任務</p> <p>第1項 直前理事は、区の状況を絶えず把握するとともに、指名委員会委員長としての任務を遂行する。</p> <p>第2項 直前理事は、前項のほか、理事の特命事項を遂行する。</p> <p>第14条 書記の任務</p> <p>第1項 書記は、<u>区</u>の運営について理事を補佐するとともに、<u>区</u>の事務全般について統</p>	<p>・区事務所との関係を明記する。</p> <p>・現行の理事事務局の業務内容について精査した結果、理事事務局（機関）を廃止し、必要に応じて副書記、副会計を置ける事とする。</p> <p>・「常任役員として」は敢えて記載する必要なし。</p> <p>・国際憲法第5条第3項Bに準拠する。</p> <p>・「常任役員として」は敢えて記載する必要なし。</p> <p>・書記の呼称を「総務幹事」に変更する意見もあり。</p> <p>・書記の任務は、単に事務を取り扱うだけではな</p>

東日本区 現定款	改訂定款（案）	コ メ ン ト
<p>第2項 <u>処理すべき主な事項は次のとおりである。</u></p> <p>A <u>代議員会、役員会及び各種委員会の議事録を作成し、理事の要請があったときは、印刷配布する。</u></p> <p>B <u>区内外の情報を各クラブに浸透させ、区及びクラブ相互の理解を深めるため、年2回以上東日本区報を発行し、会員に配布する。</u></p> <p>C <u>国際協会に対し、定められた方式に基づく定期報告書を作成する。</u></p> <p>D <u>会員を始め区・部・クラブの役員・委員及びメネットの名簿を常に整備する。</u></p> <p>E <u>区の必要文書を常に整備保管し、これを後任者に引き継ぐ。</u></p> <p>F <u>その他、理事の特命事項を処理する。</u></p> <p>第13条 会計の任務</p> <p>第1項 会計は、<u>理事の指示により、区の会計を統括し、記帳に関する事務を取り扱う。</u></p> <p>第2項 <u>処理すべき主な事項は次のとおりである。</u></p> <p>A <u>区の経常会計及び特別資金会計の全般を把握し、定められた勘定方式に従い記帳整理する。</u></p> <p>B <u>国際会費、アジア地域会費その他の分担金等を定められた方式に基づき遅滞</u></p>	<p><u>括する。</u></p> <p>第2項 <u>書記の業務内容については、別に定める。</u></p> <p>第15条 会計の任務</p> <p>第1項 会計は、<u>区の運営について理事を補佐するとともに、区の財務全般について統括する。</u></p> <p>第2項 <u>会計報告については、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>代議員会において、会計報告（中間）を行う。この場合、あらかじめ監事による会計監査を受けるものとする。</u></p> <p>(2) <u>年度終了後、原則として8週間以内に在任年度の会計につき決算報告書を作成</u></p>	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務規定のような細かい規定は定款ではなく別の規定とする。</li> <li>・会計の呼称を「財務幹事」に変更する意見もあり。</li> <li>・会計の任務は、単に事務を取り扱うだけではない。</li> <li>・会計報告について明記し、他の職務規定のような規定は別の規定とする。</li> </ul>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>なく送金する。</p> <p>C 代議員会において、会計報告（中間）を行う。この場合、あらかじめ監事による会計監査を受けるものとする。</p> <p>D 次年度予算案作成に当たり、次期理事に協力する。</p> <p>E 年度終了後、原則として8週以内に在任年度の会計につき決算報告書を作成し、監事による会計監査を経て、在任時の理事（直前理事）に提出する。</p> <p>F その他、理事の特命事項を処理する。</p> <p>第14条 事業主任・委員の任務</p> <p>第1項 事業主任及び委員は、役員会が必要と認めた部門ごとに理事が任命する。</p> <p>第2項 事業主任は、理事の指導のもとに、各事業部門の活動を奨励・推進する。</p> <p>第3項 事業主任は、国際及びアジア地域のそれぞれの事業主任と緊密な連携の下に、部長及びそれぞれの部の事業主査（以下「事業主査」という。）を通じ、各クラブの事業活動を啓発・促進する。</p> <p>第4項 東日本区は、国際協会の推進する事業及び理事が必要と認める事業を行うために、事業主任及び委員を置く。但し、複数の事業を兼務することができる。</p> <p>第5項 前項に定める事業については別に定める。</p>	<p>し、監事による会計監査を経て、在任時の理事に提出する。</p> <p>第3項 <u>その他会計の業務内容については、別に定める。</u></p> <p>第16条 事業主任の任務</p> <p>第1項 区は、国際協会の推進する事業および理事が必要と認める事業を推進するために、事業主任を置く。事業主任は複数の事業を兼務することができる。</p> <p>第2項 前項に定める事業については、別に定める。</p> <p>第3項 事業主任は、部の事業主査と連携し、各部・各クラブの事業活動を啓発・促進するとともに、国際およびアジア太平洋地域のそれぞれの事業主任と連携する。</p>	<p>・第3項を加える。</p> <p>・第16条：事業主任の任務と、第18条：委員会（事業委員会・常置委員会・特別委員会・専任委員）の任務に条文を分ける。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p><u>第6項 委員は、担当するプロジェクトについて、所期の目的を達成するため指定期限内に委員会を開催し、その結果を理事に答申又は報告する。</u></p> <p><u>第7項 委員に関するその他の事項は別に定める。</u></p> <p>第15条 部長の任務</p> <p>第1項 部長は、部評議会において選出され、理事が任命する。</p> <p>第2項 部長は、理事の運営方針と指導の下に、部を代表し、部内外の状況を絶えず把握するとともに、部の運営責任者として<u>一般行政及び財務を掌理・執行する。</u></p> <p>第3項 処理すべき主な事項は次のとおりである。</p> <p>A 部書記、部会計及び事業主査を任命する。</p> <p>B <u>事業主任及び他の各部と密接な連携の下に、部内各クラブに対し適切な指導と助言を与え、部の発展に努める。</u></p> <p>C 年1回以上、部内各クラブの例会又は</p>	<p>第17条 部長の任務</p> <p>第1項 部長は、部評議会において選出され、理事が任命する。</p> <p>第2項 部長は、理事の運営方針と指導の下に、部を代表し、部内外の状況を絶えず把握するとともに、部の運営責任者として行政および財政を掌理・執行する。</p> <p>(2) <u>部長は、部内各クラブに対し適切な指導と助言を与え、各クラブおよび部の発展に努める。</u></p> <p>第3項 <u>部長は、区役員および第10条第2項の指名委員会委員としての任務を遂行する。</u></p> <p>第4項 <u>部長の処理すべき主な事項は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>部書記、部会計、事業主査およびその他の部役員を任命する。</u></p> <p>(2) <u>部の事業全般に関する事項を審議・議決するため、原則として年3回以上評議会を開催し、部長は議長を務める。</u></p> <p>(3) 部内各クラブ相互の情報交換および親</p>	<p>・現定款第3項Bは、処理に関する事項ではないので、第2項(2)に移す。</p> <p>・現定款第3項を4項とし、1項目加える。</p> <p>・評議会、部大会、研修会を各々明記するとともに、掲載順序を改めた。</p>



東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>役員会に出席して、その状況を把握するとともに事業方針の浸透を図り、クラブ活動の一層の活性化に寄与するものとする。</p> <p>D <u>部内各クラブ相互の情報交換、親睦及びクラブ役員のリーダーシップを助長するため、年1回以上、部長が主宰する部会、評議会又は研修会を計画・実施する。</u></p> <p>E <u>新しいクラブの誕生に絶えず心掛け、会員増強に努める。</u></p> <p>F その他、部則の定めるところによる。</p>	<p>睦のため、年1回以上、部長が主宰する部大会を実施する。</p> <p>(4) <u>部の活性化と会員のリーダーシップの開発と向上のために、部長は年1回以上部主催の研修会を実施する。</u></p> <p>(5) <u>年1回以上、部内各クラブの例会または役員会に出席して、その状況を把握するとともに事業方針の浸透を図り、クラブ活動の一層の活性化に寄与するものとする。</u></p> <p>(6) <u>部内の新クラブ設立および会員増強について積極的に関与・指導する。</u></p> <p>(7) その他、部則の定めるところによる。</p> <p><u>第18条 事業委員会・常置委員会・特別委員会・ワイズメネット委員会・専任委員の任務</u></p> <p><u>第1項 区内に事業委員会、常置委員会、特別委員会、ワイズメネット委員会、専任委員を置くことができる。</u></p> <p><u>第2項 事業委員会は、第16条の事業主任の任務を支援することを目的として、役員会の承認により設置される。</u></p> <p><u>第3項 常置委員会は、区の中長期にわたる事項を管理・運営するために役員会の承認により設置される。</u></p> <p><u>第4項 特別委員会は、理事の指示によるプロジェクトに関して、期間を定めて設置される。</u></p> <p><u>第5項 ワイズメネット委員会は、区内のワイ</u></p>	<p>・現・区定款施行細則と整合させて、役割を明確にする。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>第 16 条 監事の任務</p> <p>第 1 項 監事は役員会に<u>列席</u>し、必要な助言を行う。</p> <p>第 2 項 監事は、<u>一般行政及び財務に関する監査を実施し、年次代議員会においてその中間報告を行う。</u></p> <p>第 3 項 監事は、<u>財務に関し、年度終了後、原則として 8 週以内に監査を実施し、その結果を次の代議員会に報告する。</u></p>	<p><u>ズメネット活動を推進するために設置される。</u></p> <p>第 6 項 <u>専任委員は、特定の専門的業務を担当する。</u></p> <p>第 7 項 <u>本条に定める委員会および専任委員に関するその他の事項は、別に定める。</u></p> <p>第 19 条 監事の任務</p> <p>第 1 項 監事は、<u>代議員会、役員会、常任役員会に出席することができ、必要な勧告、報告、意見、助言を行う。</u></p> <p>第 2 項 監事は、<u>行政監事および財政監事の 2 名とし、それぞれの担当に関する監査を年度終了後、原則として 8 週間以内に実施し、その結果を区報、理事通信等で代議員と会員に報告する。</u></p> <p>第 3 項 <u>行政監事は、第 11 条の理事の任務が正常に執行され、区における内部統制システムが機能しているかを確認する。</u></p> <p>第 4 項 <u>財政監事は、財政において公正な処理・処置が行われているかを確認する。</u></p> <p>第 5 項 監事は、<u>他方の監査も副担当として実施し、監査報告書は連名で署名する。</u></p> <p>第 6 項 <u>監事の選任は、指名委員会が推薦し、代議員会の承認を得るものとする。監事の任期は、原則 2 年とし、再任を妨げない。また、監事は専任委員および委員会委員を含む他の区役職を兼務できない。</u></p>	<p>・ 監事の任務を実態に合わせて明確にする。</p> <p>・ 監査報告を「次の代議員会」から「区報、理事通信等」に改める。</p> <p>・ 他の区役職との兼務を禁止する。</p>

東日本区 現定款	改訂定款 (案)	コ メ ン ト
<p>第 17 条 <u>区連絡主事等</u></p> <p>第 1 項 区に、日本 YMCA 同盟との緊密な連絡・調整を図るため、<u>区連絡主事</u>を置く。</p> <p>第 2 項 <u>区連絡主事</u>は、日本 YMCA 同盟総主事が<u>指名</u>し、理事が委嘱する。</p> <p>第 3 項 <u>区連絡主事</u>は、理事の要請に応じ、役員会その他の会合に列席する。</p> <p>第 4 項 各クラブに、関係 YMCA との連絡・調整を図るため、担当主事を置くことができる。担当主事は、関係 YMCA 総主事が<u>指名</u>し、会長が委嘱する。</p> <p>第 18 条 <u>東日本区大会</u></p> <p>第 1 項 <u>東日本区大会</u> (以下「大会」という。)は、理事が主宰し、<u>毎年 1 回、原則として 6 月に開催する。</u></p> <p>第 2 項 大会の目的は、参加する各クラブ<u>及び</u>会員が情報を交換し、互いに啓発し、共に運動を担う者としての連帯と協力を一層深めることにある。</p> <p>第 3 項 大会運営の中心的役割を担うクラブ (以下「ホストクラブ」という。)は、大会開催のための実行委員会を設け、理事の指導の下に<u>大会開催の準備をする。</u></p> <p>第 4 項 ホストクラブは、大会参加費により開催費用を賄うことを原則とし、大会終了後理事に対し、速やかにその収支報告をする。収支の取扱いについては、役員会</p>	<p>第 20 条 <u>区担当主事・クラブ担当主事</u></p> <p>第 1 項 区に、日本 YMCA 同盟との緊密な連絡・調整を図るため、<u>区担当主事</u>を置く。</p> <p>第 2 項 <u>区担当主事</u>は、日本 YMCA 同盟総主事が<u>推薦</u>し、理事が委嘱する。</p> <p>第 3 項 <u>区担当主事</u>は、理事の要請に応じ、役員会その他の会合に列席する。</p> <p>第 4 項 各クラブに、関係 YMCA との連絡・調整を図るため、担当主事を置くことができる。担当主事は、関係 YMCA の総主事が<u>推薦</u>し、会長が委嘱する。</p> <p>第 21 条 <u>区大会</u></p> <p>第 1 項 区大会 (以下「大会」という。)は、<u>当該年度理事</u>が主宰し、<u>原則として、毎年 1 回、6 月に開催する。</u></p> <p>第 2 項 大会の目的は、参加する各クラブ<u>および</u>会員が情報を交換し、互いに啓発し、共に運動を担う者としての連帯と協力を一層深めることにある。</p> <p>第 3 項 大会運営の中心的役割を担うクラブ (以下「ホストクラブ」という。)は、大会開催のための実行委員会を設け、<u>当該年度理事</u>の指導の下に<u>大会を運営する。</u></p> <p>第 4 項 ホストクラブは、大会参加費<u>および区</u>が負担する<u>大会支援金</u>により開催費用を賄うことを原則とし、大会終了後<u>当該年度理事</u>に対し、速やかにその収支報告を</p>	<p>・「区連絡主事」を「区担当主事」に改め、「クラブ担当主事」を加える。</p> <p>・「指名」を「推薦」に改める。</p> <p>・将来を見据えて「毎年 1 回」も原則に含める。</p>

東日本区 現定款	改訂定款（案）	コ メ ン ト
<p>において別途協議し決定するものとする。</p> <p>第19条 改 正  <u>第1項</u> この定款は、年次代議員会を含む連続して2回の代議員会の議決により改正することができる。</p> <p><u>第2項</u> 改正定款は、国際議会の承認を得て発効する。</p> <p>第20条 解 散  第1項 区は、年次代議員会を含む連続して2回の代議員会の議決により解散することができる。</p> <p>第2項 区の解散は、国際議会の承認を必要とする。</p> <p><u>第3項</u> 解散時において、区が所有する資産は、新たに区を組織するまで国際協会にその管理を委ねる。</p> <p>第21条 付 則  第1項 この改正定款は、2003年7月1日から施行する。</p> <p>第2項 この定款を実施運用するため、別に施行細則を定めることができる。</p>	<p>する。収支の取扱いについては、役員会において別途協議し決定するものとする。</p> <p><u>第5項</u> <u>その他、大会の運営については、別に定める。</u></p> <p>第22条 改 正  定款は、年次代議員会を含む連続して2回の異なる年度の代議員会の議決を経、国際議会の承認を得て改正することができる。</p> <p>第23条 分割・合併・解散  第1項 区は、年次代議員会を含む連続して2回の異なる年度の代議員会の議決により分割・合併および解散することができる。ただし、国際議会の承認を必要とする。</p> <p>第2項 解散時において、区が所有する資産の取扱いは、代議員会の議決による。</p> <p>第24条 付 則  第1項 定款は、<u>20〇〇年</u>7月1日から施行する。</p> <p>第2項 定款を実施運用するため、別に施行細則を定めることができる。</p>	<p>・第5項を加える。</p> <p>・メンバーを変えて慎重に審議する。</p> <p>・分割・合併も想定して加える。</p> <p>・現定款第1項と第2項を合せて1項目とする。</p> <p>・メンバーを変えて慎重に審議する。</p>

東日本区 現定款	改訂定款（案）	コ メ ン ト
<p>第3項 施行細則は、代議員会又は役員会の承認を経て制定又は改廃することができる。</p> <p>1997年6月7日制定 1997年7月1日発効 2003年7月1日<u>発効</u></p>	<p>第3項 施行細則は、代議員会または役員会の承認を経て制定<u>または改廃</u>することができる。</p> <p>1997年6月7日制定 1997年7月1日発効 2003年7月1日<u>改正</u> <u>20〇〇年7月1日改正</u></p>	

### <改訂定款前文（案）>

この定款は、ワイズメンズクラブ国際協会の憲法に基づき、東日本区および区内の各クラブの発展を願い、東日本区の組織と運営の基本を定めるものとして制定されました。

ワイズメンズクラブの活動の主体は、それぞれのクラブです。区および区内の各部は、各クラブがより豊かな活動を進めること、クラブ間の連帯、交流を深めることを支援するために存在しています。

私たちのモットーは、「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」です。このモットーのもと、私たちは、国、世代、性別、宗教等の違いを乗り越えて多様性を認め合い、YMCA および広く地域社会に貢献します。

世界のそして私たち東日本区の会員は、相互の絆を深め、愛と奉仕を通して、世界の平和と人類の幸福の実現に寄与することができるよう、絶えず努力を続けていきます。